

令和4年度第1回 運営推進会議開催報告書

開催日時 令和4年5月30日(月) (各委員に郵送又はFAXにて送付)	
参加者	議題
利用者 1名	(1) 入居者状況
利用者家族 9名	(2) 活動状況(3月、4月)
地域住民の代表者 2名	(3) 今後の予定(5月、6月)
市職員 1名	(4) 苦情・事故・ヒヤリハット報告
はたやま地域包括支援センター職員 1名	(5) 身体拘束の適正化について
終訪問看護ステーション 1名	(6) ご意見・要望・提案・助言
みゆきファーマーシー薬剤師 1名	(7) その他
事業所 3名	
会議録	
<p>※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面開催を中止とし、各委員へ意見照会をしました。</p> <p>(1) 入居者状況            4月30日現在 8名(男性:2名、女性:6名)            要介護1:1名 要介護2:3名 要介護3:2名            要介護4:2名 要介護5:0名            平均要介護度 2.6 平均年齢 85.8歳</p> <p>(2) 活動状況(3月、4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三浦内科クリニック往診 3月14日(月)、4月11日(月)</li> <li>終訪問看護ステーション訪問 3月1日(火)、15日(火)、23日(水) 9日(水)(訪問リハビリ) 4月5日(火)、19日(火)、26日(火) 11日(火)(訪問リハビリ)</li> <li>青木歯科往診 3月3日(木)、31日(木) 23日(水)(歯科衛生士) 4月7日(木)、21日(木) 27日(水)(歯科衛生士)</li> <li>みゆきファーマーシー訪問 毎週1回(居宅療養管理指導…薬セット管理)</li> <li>ハート治療院訪問 4月4日～ 週1～2回 (希望者にマッサージ治療)</li> <li>訪問理美容 4月25日(月)</li> <li>鈴木耳鼻科往診 3月18日(金) 耳垢を取ってもらいました。</li> </ul> <p>行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひな祭り会 3月3日(木) デイサービス共想いの家と合同</li> <li>お誕生日会 3月26日(土) 2名様 4月17日(日) 1名様 いつもは、居室のベッドで過ごされていますが、ホールにお連れし、皆でお祝いしました。</li> </ul>	

(3) 今後の予定（5月、6月）

- ・5月 端午の節句、お誕生日会
- ・6月 訪問理美容（6月27日） その他

(4) 苦情・事故・ヒヤリハット報告

- ・苦情 0件
- ・事故 1件：4月上旬 夕食後、転倒  
洗面台に行こうと立ち上がり、バランスを崩され転倒する。
- ・ヒヤリハット 2件：3月下旬 起床後、トイレ誘導時、身体が固まりバランスを崩しそうになる。  
4月下旬 椅子から立ち上がろうとして、バランスを崩し、しりもちをつきそうになる。

(5) 身体拘束の適正化について

- ・身体拘束なし
- ・今年度は、職員の変更もあり、身体拘束をはじめから考えていきます。  
e ラーニング研修を取り入れながら、身体拘束等の適正化について考え学びます。
- ・高齢者の身体拘束の定義・原因を学び直しました。

(6) ご意見・要望・提案・助言

市職員から

◆「活動報告」について

3月18日に、初めて鈴木耳鼻科さんの往診があったようですが、どのような経緯で、往診してもらうことになりましたか。

また、費用は、誰がどのように負担されましたか。

→鈴木耳鼻科さんの往診については、初めてではなく3年前に来て頂いています。入居者様の耳垢が詰まって、訪問看護ステーションから耳鼻科受診を勧められました。

医師会に問い合せて、耳鼻科の往診医を紹介していただきました。

2年ぶりに連絡しましたが、来ていただけるとのことで、往診に来ていただき全員の耳垢を取ってもらいました。耳垢を取ったおかげで、聞こえが良くなった方もいます。

費用に関しては、鈴木耳鼻科から請求書が届いた時点で当事業所から支払いをし、後日、ご家族様には、現金にて集金させていただきました。

◆苦情・事故・ヒヤリハットについて

- ・4月上旬に転倒事故があったとのことですが、どこから立ち上がられ、転倒されましたか、ケガなどはなかったですか、どのような対応をされたか教えてください。

→夕食後、洗面台に向かおうとしてご自分で立ち上がり、バランスを崩され、床に倒れてしまった。その時、ゆっくり倒れ頭部を軽く打ちました。けがはありませんでした。一瞬のことで床に倒れこんだが、意識はあり外傷もないことを確認し、管理者に報告しました。

◆身体拘束の適正化について

- ・高齢者の身体拘束の定義・原因について、どのような内容を学び直されたか教えてください。

■身体拘束の定義

→身体拘束とは、衣類や綿入り帯などを使って、一時的に「介護を受ける高齢者等」の身体を拘束したり、運動することを抑制する等、行動を制限することです。

ベッドや車いすの高齢者を縛り付けるほか、部屋に閉じ込める行為や、向精神薬を使って身体の自由を奪う行為も含まれます。

→身体拘束は、次の3つの要件をすべて満たす場合、「緊急やむを得ない」ものとして認められることがあります。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件(すべてを満たすことが必要)

- ・切迫性…利用者本人または他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・非代替性…身体拘束以外に代替する介護方法がない
- ・一時性…身体拘束が一時的なものであること

#### ■原因について

→身体拘束をする原因は何がある

身体拘束を行ってしまう原因としてあげられる内容には

- ・歩行中の転倒を防ぐため、歩行そのものを妨げる
- ・転落防止のため、ベッド・車いすから立ち上がるのを妨害する
- ・点滴・経管栄養などのチューブの抜き取りを防止する
- ・皮膚のかきむしりを防止する
- ・徘徊を防ぐ
- ・他人に迷惑をかけるのを防ぐ
- ・衣服を脱いだり、おむつを外したりするのを防ぐ。などがあります。

多くの場合、身体的拘束は高齢者の安全を図るために行われます。

とくに認知症の方は、思考力が低下している為に予想外の危険にさらされる場面が多いです。

代表的なケースが徘徊です。認知症の方が、ひとりで遠くまで出かけてしまうケースは少なくありません。

外出中に人気のない場所で転倒したり段差から転落したりするケースも非常に多いです。高齢者の転倒・転落・事故は死に直結します。

徘徊等による転倒・事故を防ぐための手段として、徘徊そのものの防止があります。結果、高齢者を椅子やベッドに縛りつけるという身体拘束が起こりやすくなります。

●上記の様に身体拘束の定義を再確認し、身体拘束の原因について考え学びました。

#### 入居者ご家族様から

- ・いつもお世話になっております。

体調が非常に良くなりました様子で、たいへんありがたく思います。引き続きお願い申し上げます。

→白内障手術後視力が回復され、本を読んだり、食事のメニューを読むことが出来る様になりました。また車いすから手引き歩行で歩くことが、出来る様になり、皆ビックリしています。

#### (7) その他

- ・介護職員のPCR検査について

3月、4月に2回ずつ、計4回実施しました。検査結果は、全員陰性でした。

5月、6月に、月2回の予定で、実施する予定です。

次回開催予定 令和4年7月15日(金) 14:00~